



不要品を有効活用して、資源の節約とごみの減量に取り組みましょう！

いきいきリサイクル情報

不要品を有効に活用して、資源の節約とごみの減量に取り組みましょう！

ゆずってください

- ペーパーレートのロングワインダー、ワインダー
- トミカサイクロンインターセプターブラックマックス

ゆずります

- エプソン純正インクカートリッジ(目印:さくらんぼ、カラー:ブラック・マゼンタ・ライトマゼンタ×2・イエロー×2・シアン×2・ライトシアン×2)
- 資生堂の手帳(2006～2008年・2012～2017年・2019年各1冊、状態など:未使用)
- リラックマの手帳(2008年・2010年・2011年各1冊、状態など:未使用)
- サントリーの手帳(2016～2022年各1冊、状態など:未使用)
- ダイキンびちゃんくんの手帳(2012年・2013年各1冊、状態など:未使用)
- 飾りボタン・布端切れ(洋服購入時の付属品、たくさん集めていたの必要な方)
- ウエディングキャンドル大(サイズ:横幅56センチ、状態など:箱入り、昭和時代のもの)
- 遮光カーテン・レースカーテン付き(サイズ:100cm×135cm、色:ダークグレイ、状態など:2～3ヵ月使用)
- 遮光カーテンのみ(サイズ:100cm×135cm、色:ダークグレイ、状態など:2～3ヵ月使用)
- 客座ぶとん10個(サイズ:60cm×56cm、色:抹茶色、状態など:5～6年使用)

問い合わせ先

環境農林課 環境衛生係
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

【申し込みできる人】

町内在住者

(営利目的の人や団体、18才未満の人を除く)

「ゆずってください」「ゆずります」掲載希望の人は、申込書に必要事項を記入のうえ、**9月22日(木)**までに環境農林課までお申し込みください。写真(画像データ)を提供いただければ、町ホームページに掲載します。申込書は、窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

なお、「ゆずります」の品の譲受けについて、申込者多数の場合は9月22日(木)の締切後に抽選を行い、9月30日(金)までに当選者に対してのみ電話で連絡します。

品物の詳しい情報が知りたい場合は、環境農林課にお問い合わせください。

浄化槽は正しく管理しましょう

10月1日(土)は「浄化槽の日」です。浄化槽は、微生物の働きで汚水を処理する施設であり、私たちに快適な生活をもたらしてくれます。しかし、浄化槽を正しく管理しないと、河川や海などの汚染や悪臭の原因になってしまいます。

浄化槽の所有者の義務です

- ①保守点検・清掃 毎年、法律で定められた回数受けること。
- ②法定検査 毎年1回受けること。

浄化槽を正しく使うために・・・

- ①ブロワの電源は絶対に切らない。
- ②天ぷら油や生ごみなどは流さない。
- ③保守点検や清掃、法定検査は毎年必ず受ける。

▶浄化槽に関する問い合わせ先

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎0940-36-2475
一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎947-1800

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



不法投棄は犯罪です

ごみは決められたルールで出しましょう

9月24日(土)～30日(金)の1週間は、「県下一斉ごみの不法投棄防止週間」です。

ごみをみだりに投棄することは法律で禁止されており、**五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金又はその併科**に処せられる重大な犯罪行為です。

また、不法に投棄されたごみであっても、投棄者が不明の場合はその土地の所有者(管理者)が処分しなければなりません。繁茂し過ぎた草木を定期的に刈るなどして、不法投棄されにくい環境を整備しましょう。

不法投棄を目撃・発見した人は、以下の問い合わせ先へご連絡ください。

問 粕屋警察署 ☎939-0110 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

水道が漏水しているときは

給水装置の維持管理は原則個人の責任となっています。

漏水が、メーターから家屋側の場合の修理費用は個人負担です。お知り合いの業者か、町ホームページに掲載している指定業者にご相談ください。

メーターから水道本管までの漏水の場合は、まずは上下水道課へご相談ください。

なお、発見しにくい場所での漏水など、上下水道料金を減免できる場合があります。(申請書には、修理前後の写真と、修理業者の証明印が必要)

ただし、減免には量や回数に制限があります。詳しくはご相談ください。

検針時のお知らせ票やメーターをご覧になり、漏水していないか定期的に確認することをお勧めします。

問 上下水道課 上水道管理係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

町内にお住まいの皆さんいかがお過ごしですか？
還暦を超えられた方々は半世紀以上前の夏の日と近年の環境の違いをしっかりと感じられていると思います。今号は、前号に続いて水のお話です。

私たちが住む地球にはおよそ14億mの水があるといわれていますが、そのうちの97%が海水であり、淡水は約3%しかありません。そしてこの淡水の約70%は南・北の極地域の氷として存在しており、地下水を含め川の水や湖・沼など私たちが生活に利用できる淡水は地球上の水の僅か0.8%しかありません。この0.8%の水でもうすぐ人口80億にならんとする地球で生活する人々で分け合わなければならないのですが、「20世紀は石油で戦争が起きたが21世紀は水で戦争が起きる」と危惧される所以です。

福岡市では昭和53年に記録的な少雨の影響で、約10ヶ月間にわたって給水制限が実施されました。このこ



問 環境農林課 環境衛生係
☎932-1111(代)
FAX933-7512(代)

とから筑後川から福岡市まで直径2メートルのパイプをつなぎ、近隣市町にも配水するようにしたり、海水淡水化施設を設置したりして莫大な経費をかけて生活用水が供給できるようになっています。町もこの福岡地区水道企業団から水を分けてもらっています。

一般的に各家庭の蛇口をひねったらそのまま水が飲める！というのが日本の自慢の一つですが、自治体から供給される水は51項目の厳しい水質基準の範囲内に収まるように調整・管理されています。いわゆる、自治体から供給される水は作られています。宇美町では供給される水を作るために種々のポンプを運転したりして、CO2を排出しています。水の使用量を減らすことでCO2を削減できるのです。50年後・100年後に生活する人々のお手になるように生活を見直しませんか？

文責 福岡県地球温暖化防止活動推進員 竹吉 栄隆